

# 医療費のお知らせ を送付しています



国保世帯主あてに、年に3回「医療費のお知らせ(医療費通知)」を送付しています。


これは、被保険者の皆さんに国保で医療機関等に受診した医療費の額をお知らせすることによって、健康に対するご認識を深めていただくとともに、医療機関等からの請求内容に誤りがないかを確認していただくためのものです。


※医療費通知は、確定申告の医療費控除にも使用できますが、11・12月診療分については作成スケジュールの都合上、確定申告の申告期限に間に合いません。記載のない分については、お手元の領収書などに基づき、別途「医療費控除の明細書」を作成してください。


なお、マイナ保険証をお持ちの方であれば、マイナポータルにて2月中旬頃に12月分まで含めた医療費通知情報をダウンロードすることもできます。ご活用ください。


## 医療費の適正化にご協力ください


国民健康保険の医療費は被保険者の皆さんに納めていただいている国保税でまかなわれています。国民健康保険の安定した運営のために医療費の適正化にご協力ください。


-  **重複受診をやめよう**

同じ病気で複数の病院にかかると医療費の負担が増えるだけでなく、薬のもらいすぎにも繋がります。
-  **かかりつけ医を持とう**

かかりつけ医は病歴や服薬状況を把握しているため、いざという時に素早く対応してくれます。
-  **緊急時以外は診療時間内に受診しよう**

緊急時以外の時間外受診は控え、受診すべきか迷ったら県救急安心センター(#7119)へご相談ください。
-  **ジェネリック医薬品を利用しよう**

ジェネリック医薬品とは新薬の特許が切れた後に、低価格で販売される有効性が認められた医薬品です。
-  **長崎県子ども医療電話相談(#8000)を利用しよう**

緊急を要する場合を除き、夜間等に子どもが急病になったら、まずは#8000にご相談ください。
-  **お薬手帳を利用しよう**

手帳にまとめることで薬の重複を防ぎ多剤併用による副作用を防止します。